松本市市内事業者優先発注に係る実施方針

1 目的

本実施方針は、松本市が実施する公共調達において適正な競争原理のもとで公正性 及び透明性を確保した上で、松本市における市内事業者の育成を図り、地域経済の好 循環に資することを目的とする。

2 適用の範囲

本実施方針の適用の対象は、松本市が実施する全ての公共調達とする。

3 定義

区分	定義
市内事業者	松本市内に本社又は本店を有する者
準市内事業者	松本市内に支社、支店又は営業所等(以下「支社等」)と
	いう)を有する者
県内事業者	長野県内に本社、本店又は支社等を有する者
県外事業者	上記以外の者

4 優先発注の実施方針

(1) 建設工事及び建設工事に係る業務委託

ア 一般競争入札

- (ア) 松本市入札参加資格者名簿に登載された者のうち、原則として市内事業者であることを要件として公募するものとする。ただし、技術的難易度が高い等により市内事業者のみでは対応できない場合又は競争性が確保できない場合は、案件の規模及び内容に応じて、準市内事業者、県内事業者、県外事業者の順に所在地要件を拡大できるものとする。
- (4) 共同企業体を活用して発注する場合は、代表者については、上記(ア)によるものとし、代表者以外の構成員については、可能な限り市内事業者を含めるものとする。

イ 指名競争入札及び随意契約

松本市入札参加資格者名簿に登載された者のうち、事業者の有する資格、工事施工及び業務履行の実績、施工及び履行能力等を総合的に勘案して、原則として市内事業者からの選定を優先するものとする。ただし、技術的難易度が高い等により市内事業者のみでは対応できない場合又は競争性が確保できない場合は、案件の規模及び内容に応じて、準市内事業者、県内事業者、県外事業者の順に選定対象を拡大できるものとする。

- (2) 物品及び業務委託(工事関連以外)等 ア 指名競争入札及び随意契約
 - (1)イに準ずるものとする。
- (3) その他

ア 受注者に対しては、工事の下請発注、建設資材・物品調達及び業務の再委託についても、可能な限り市内事業者の活用に努めるよう要請するものとする。

5 実施方針の運用及び公表

- (1) 本実施方針の運用にあたっては、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行に留意した上で、常に競争性、公平性の観点から事業者の選定に偏りが生ずることがないよう努めるものとする。
- (2) 事業者の選定にあたっては、過去に市内事業者の選定実績がない場合であっても、 電話照会等により受注可能な市内事業者の有無について十分な確認を行うととも に、必要に応じて業界団体等へのヒアリング、アンケート、意見交換等を実施する ことにより、受注可能な市内事業者の掘り起こしに努めるものとする。
- (3) 本実施方針は、市内事業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内事業者が本市のすべての公共調達を受注することを目的とするものではないことに留意する。
- (4) 市内事業者等への発注状況を年度ごとに取りまとめ公表するものとする。

6 適用

本実施方針は、令和6年4月1日以降に入札の公告その他の契約の申込みの誘引に 係る契約について適用する。